

令和5年度県産農林水産物の生産・流通・販売システム構築業務委託に関する 質問及び回答

<質問>

参加仕様書の4ページ「1.2 契約方法に関する事項」の契約保証金は、どのようなものなのかな。

<回答>

契約保証金は、契約の完全な履行を確保することを目的とするものであり、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合に、県の被る損害の補填を容易にするために定めています。

なお、三重県会計規則第75条に契約保証金に関する規定を定めており、同条第4項には契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる旨を定めています。